

広島県告示第679号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和8年6月4日

広島県知事 横 田 美 香

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目11番8号 NOT A HOTEL株式会社 代表取締役 濱渦 伸次
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市鷺浦町向田野浦 NOT A HOTEL SETOUCHI

2 申請の内容

66の3一ハ 旅館業の用に供する入浴施設1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	66の3 一ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (水風呂NO.1 (90° 棟))
能	力	客室定員 1～3名 浴槽容量 800L/槽
工期等	工事着手予定年月日	許可後、直ちに
	工事完成予定年月日	許可後、60日後
	使用開始予定年月日	工事完成30日後
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0～24時、1時間/回 1日2回使用 (季節的変動なし)

用 の 方 法	項 目		通 常	最 大
	排 出 さ れ る 汚 水 態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		5.8～8.6
生物化学的酸素要求量		（単位： mg/L）	160	200
化学的酸素要求量			80	100
浮遊物質質量			128	160
大腸菌数（単位：CFU/mL）		800以下	800	
排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）			0.8	0.8
汚水等の排出先			浄化槽	

(2) 汚水等の処理の方法

変更無し

(3) 排出水の汚染状態

変更無し

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧方法

(1) 縦覧期間

令和8年6月4日（木）から令和8年6月25日（木）まで

(2) 縦覧方法

書面の縦覧場所 広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課

インターネット <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html>